

子ども医療費助成制度の拡充について

大分市では子育て環境の一層の充実を図るため、令和4年10月より市町村民税課税世帯の小・中学生の「通院・歯科・調剤」に係る保険診療分の医療費について、助成対象とするよう制度改正しました。

【改正内容】

| 対象者 | 令和4年9月診療分まで | | 令和4年10月診療分から | |
|---------------------------|----------------|------|----------------|---|
| | 対象となる医療費 | 自己負担 | 対象となる医療費 | 自己負担 |
| 未就学児 | 入院・通院 歯科・調剤 | なし | 入院・通院 歯科・調剤 | 現行通り (なし) |
| 小・中学生 (市町村民税 非課税世帯) | 入院・通院 歯科・調剤 | なし | 入院・通院 歯科・調剤 | 現行通り (なし) |
| 小・中学生 (市町村民税 課税世帯) | 入院 | なし | 入院 | 現行通り (なし) |
| | 通院 歯科・調剤 | 制度なし | 通院 歯科・調剤 | 医療機関ごと1回500円 (月上限4回で5回目からは自己負担なし) (調剤は自己負担なし) |